

議 第 2 2 号 議 案

学校における「指導死」をなくすための法律の制定等に関する意見書の
提出について

学校における「指導死」をなくすための法律の制定等に関する意見書を別紙のと
おり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

学校における「指導死」をなくすための法律の制定等に関する意見書を地方自治法
第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

学校における「指導死」をなくすための法律の制定等に関する意見書

近年、教員及び学校が認めた教育活動を行う者（以下「教員等」という）の不適切な指導により、子どもたちが心身ともに傷つけられ自死に至るといふ、指導死と呼ばれる事案が明るみに出ている。

学校は、子どもの人格の完成を目指す場であり、教員等によって子どもの権利が蹂躪され、命が奪われるようなことがあってはならない。

しかし、現在のいじめ防止対策推進法は、子どもが行ういじめのみを対象としており、教員等の不適切な指導による人権侵害を防ぎ、客観的な立場から事実関係を調査することについて明確に定めた法律はない。

同法では、重大事態が発生した場合、学校の設置者又はその設置する学校は、再発防止の観点から、いじめを受けた子どもの生死にかかわらず、調査組織を設置することが義務付けられている。文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」においては、調査組織には第三者の参加を図るよう努めるものとされ、その人選については保護者の関与が認められている。また、調査結果については、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされている。

教員等の不適切な指導による人権侵害の場合においても、同法と同水準の法律を制定することが求められている。

また、学校の設置者だけでなく、所管する行政機関が、客観的立場から再発防止のため積極的に関与できるようにする必要がある。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 いじめ防止対策推進法に準じて、公立、私立の別なく、教員等の不適切な指導による重大事態への対処について定めた法律を早期に制定すること
- 2 法律が制定されるまでの間、教員等の不適切な指導による重大事態に対処するため、当該学校に対し、いじめ防止対策推進法に準じた対応について指導・助言をするよう、所管する行政機関に助言すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
文部科学大臣	様